

## (第一類 第十号)

第七十五回国会  
衆議院

運

委員会

議録第十四号

(三一九)

昭和五十年五月六日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

木部 佳昭君

理事

佐藤 加藤

理事

佐藤 守良君

理事

増岡 博之君

理事

金瀬 俊雄君

理事

石井 一君

理事

關谷 勝利君

理事

丹羽喬四郎君

理事

松本 忠助君

文生君

文生君

順治君

同日

三浦 久君

同日

太田 一夫君

同日

大竹 太郎君

同日

徳安 實藏君

同日

茂一君

同日

正男君

同日

宮崎 茂一君

同日

正男君

同日

河村 勝君

同日

宇野 宗佑君

同日

齊藤 正男君

委員外の出席者

運輸省鉄道監督部長 高橋 英雄君

日本国有鉄道常務理事

日本鐵道建設公団総裁

参考人

海上保安庁長官

寺井 久美君

同(中村茂君紹介)(第二七〇一號)

運輸省自動車局長 内田 隆滋君

乗合客船運送業者連合会

本委員会に付託された。

昭和五十年五月六日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

木部 佳昭君

理事

佐藤 加藤

理事

西銘 順治君

文生君

順治君

三浦 久君

同日

太田 一夫君

同日

大竹 太郎君

同日

徳安 實藏君

同日

茂一君

同日

正男君

同日

河村 勝君

同日

宇野 宗佑君

同日

齊藤 正男君

昭和五十年五月六日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長

木部 佳昭君

理事

佐藤 加藤

理事

西銘 順治君

文生君

順治君

三浦 久君

同日

太田 一夫君

同日

大竹 太郎君

同日

徳安 實藏君

同日

茂一君

同日

正男君

同日

河村 勝君

同日

宇野 宗佑君

同日

齊藤 正男君



たしますと、三つの案件が過去、現在、将来を含めござります。

は非常に将来の話でござりますけれども、同じく  
イランの首都のテヘランからメンエッドというア  
フガンの国境、東の方に観光都市がござります。  
そこへ行く客線の調査をしてくれという要請がござ  
ります。それに対しましては、いま運輸省とお  
話をいたしまして、できればことしの早いうちに  
調査団を出すということで、運輸省と相談中でござ  
ります。

○鹿取政府委員 アフガンにつきましては、昨年の八月の末にわが方のカブールの大天使を通じまして、専門家を派遣してくれという要請がございました。ただ、その段階で、アフガン側の要請がやや明確を欠きまして、技術者を派遣するという要請であるのか、あるいは日本のコンサルタントに対する要請であるのか、やや明確を欠いておりまして、その後、東京とかブールでいろいろ相手と話し合いました結果、先方がまず専門家を政府ベイスもしくは先方の費用で派遣してもらいたいと、いう内容が漸次明らかになつたわけでござります。しかし、私どもいたしましては、昨年度の会計年度のこととござりますけれども、運輸省とも相談いたしましたけれども、昨年度の計画は一

応計画がすでに立っておりまして、アフガニスタンの要請どおりの専門家を出すという計算がちょっとつきませんで、いろいろ検討をしておりましたところ、先方は、インドでございませんで、結局フランスにプレフィージビリティ調査を依頼いたしまして、結局フランスがその調査をやつたという事実がございます。ただ、フランスがやりましたプレフィージビリティ調査が非常に高額であったために、アフガンとしては非常にその結果に不満でございまして、最近、これは民間ベイスでございますけれども、先方からフィージビリティー調査を国際入札でやりたいという要請がございまして、現に日本の二つのコンサルタントもこの入札に参加申立てございます。四月三十日に行われたはずでございまして、その結果はまだわかつております。

○河村委員 当時、運輸省あるいは国鉄で、国鉄にはそれをやるだけの要員がないという理由で、外務省に対して断るように要請したというのは事実ですか。

○中村(四)政府委員 アフガニスタンの鉄道建設に関する技術協力要請につきまして、ただいま外務省からお答え申し上げたとおりでございますが、運輸省といたまでは、昨年八月の技術協力要請につきまして、その鉄道新線建設というのが非常に大きなプロジェクトになるにかかわりませず、計画の内容について情報がはつきりしておりません状況がありましたので、さらに具体的な内容の詳細を要望いたしておったわけでござります。それで私どもの方としまして、国鉄を含めまして、海外の鉄道技術協力につきましては、前からその業務に支障のない限りこれに応じてまいりたい、こういう考え方でおったわけでございます。

○河村委員 外務省はこの事実を知っていますか、知っているのでしょうかね。結局八月の現地へ

○**河村委員** これは私は、直接ではないけれども、かなり確度の高い話として、非常にがつかり等にも会つて要請をした。向こうとしては日本に対する非常な期待と同時に非常に好意を持ってやつてきた。それにもかわらず、それにもさつぱり積極的な返事をしないので、がつかりして帰つた、こういう事実があるが、それを知っていますか。

○**鹿取政府委員** 大統領の弟のナイム大統領特使が十一月に来られましたのは、そのとおりでござります。中国へ行った帰りでございまして、経済協力以外に宮澤大臣と政治的な話もされたわけでござりますけれども、経済協力の話に際しまして私も大臣をお助けしてお話をしたわけでございますが、いろいろな話が経済協力について出来まして、特にアフガンはイランから非常に大きな借款を得ているのであって、資金的には従来と違つて相当ゆとりができたので、開発計画を進めたい、その場合に日本の技術を仰ぎたいということでお全般の話をいたしました。わが方といたしましては、特に先方が強く要望しましたテレビ技術に関しますプロジェクトについては前向きに検討したい。それから農業開発についても、非常に大きな計画でござりますけれどもいろいろ検討してみたい。それからこの鉄道の話ももちろん出たわけでござりますけれども、その段階では、先方はすでに先ほど申しましたフランスにフレンチ・ジャービリティー調査を依頼していたというような経緯もあつたかと思われまして、それは先方は明らかにいたしませんでしたけれども、鉄道の要請については、日本側が、来年度ということであるならばやや時期的には合わない、しかし、日本の鉄道は優秀なのであるから、いずれ今後またお願ひすることがあるかも知れぬということで、お帰りいただいたわけでございます。

して帰っているのですよね。この問題、私は非常に重大だと思うのは、イランからアフガンに借款を供与してそれを土台として日本に技術協力を求めている。日本としては技術協力、だから予算的に見れば小さいものです。それでアフガニスタンに技術を供与し、そして非常に結びつきを高めることができるわけですね。だから話としては非常にいい話です。だからこういうものをそういう場合にあっさりと事務的な話で、ことしはだめだと来年の話とかにしないで、当然それに積極的に応するという体制くらいは少なくともつくるべきものだと私は思う。それが非常に私は残念であって、これから日本が対外的に開発途上国との協調をしていくための鉄道の建設などが、大きな日本からの借款も出さずに、しかも技術協力で鉄道のないところに鉄道を敷ける、こういう話をもつと積極的に取り組むべきであって、人がいないとかなんとかいうことは私は瑣末なことだと思うのですが、その点非常に残念なことだと私は思うのあります、どうお考えですか。

す。特に問題になりますのは、場合によって一部費用を先方が負担するというような政府ベースの協力も順次進めておりますから、問題は費用の点というよりは実は政府ベースで出す専門家が農林省の場合でも、この場合ですと国鉄の場合でも、政府の職員が外国に出るというところに問題があるのではないかと思われますので、その辺も含めて検討いたしたいと考えております。

○河村委員 そこで、私は考えるのですが、鉄道建設公団のできた当初の目的は、国鉄にやらせておくとA-B線をいつまでたってもつくるかやら、ひとつ公団でもつくってやらせようかというような思想でできたことは間違いない。だから、いまになって行政管理庁から、もういいかげんにやめたらどうだというような話になつてくるわけです。A-B線なんというものはつくらなければならぬものもちろんあるでしょう。だから、そういうものは国鉄に任せたらよろしいので、国鉄の片手間でできる仕事だ。だから鉄道建設公団はそういう国内で、青函トンネルなどをやるのは別として、そういうものはやめてしまって海外技術協力をやつたらよろしい。いま外務省からもそれに対応する体制がなかなかできにくいという話であつたが、この際思い切って鉄道建設公団でやればいろんなコンサルティング、いま鉄道の技術協力の場合にはいろんな種類の団体が出かけていくわけですね。それが四つか五つの団体が出かけていくて、向こうでチームはつくるかもしらぬけれども、いろいろ向こうと相談するのにも手間がかかる。鉄道建設公団でやれば簡単ですよ。建設公団でいまやろうと思うのですが、結裁いかがですか。

○鷹原参考人 ただいま河村先生からお話をありましたことにつきましては、公団としては御要請のあった場合に国鉄として協力いたしまして、業務に支障のない範囲でできるだけ技術協力をしてきましたところでございます。今後においても、同じような方針で公団としては参りたいというふうに

考えております。

今まで海外の建設に関しましていろいろ要請がございまして、十六件、二十三人出張させておられます。そういうようなことで大いに努力して、できる範囲でやつております。ちょっとお考え違うのであるといけないと思いまして申し上げます。が、ただいまA-B線とかC-D線という言葉がございましたが、厳格ではございませんが、A-B線区は大体無償線区でございます。つまり国鉄から料金を取りますので有償線区と言っておりますが、現在まで開業したらちで四十八年度で国鉄の監査報告にございます中から拾った数字だと思います。その数字を申し上げますと、百七十七億の赤字を出しておりますが、そのうちの7%が無償線区、いわゆるA-B線の金でございまして、それが1%、能登線でございますが、そのほかに有償線区としては九二%で、ほとんどはC-D線でございます。これら譲渡した一線がございまして、それが1%、能登線でございまして、それが1%、能登線でございまして、私どもとしては非常にお役に立つてございまして、私どもとしては非常に立つて地元の足を確保できているんだというふうに考えております。

○河村委員 内容は知っておりますけれども、それはつくれば地元が喜ぶのはあたりまえで、それは当然なことですけれども、国民経済的にこれからA-B線をどんどんつくっていくことがいいのか悪いのかという基本問題を私は言つておるわけであります。それでいま結裁が技術協力をやつておると言つたけれども、それはただ職員を技術協力のメンバーとして提供しただけであつて、公団自身がやつてはいるわけではない。これは大臣スタッフを使っててこういうものに応ずることがであります。

○鷹原参考人 ただいま河村先生からお話をありましたことにつきましては、公団としては御要請のあった場合に国鉄として協力いたしまして、業務に支障のない範囲でできるだけ技術協力をしてきましたところでございます。今後においても、同じような方針で公団としては参りたいというふうに

考

らせれば片手間でできる。だからそういうものはやめて、これから海外の技術協力というものはだんだん広げていかなればならぬし多くなる。これはいま法律的にできない。そういうものをむしろやるようにしたらどうだということを私は考えておるのであります。大臣どうです。

○木村國務大臣 河村委員のお説は一つの見識のあるお説だと思って、私も拝聴いたしておるわけでございます。ただ建設公団は、設立の趣旨とい

うものがございまして、その趣旨が私は今日なお消滅しておるとは考えておりませんので、その趣旨に従つて建設公団は今後も仕事を進めていくべきであります。

それから海外協力の点でございますが、日本は国際的に鉄道技術初め、放送等も優秀な技術を持っておりますので、特に発展途上国に対しして日本の持つております優秀な技術を提供して協力していくということは、当然政府としてもやるべき事柄であると思います。事、鉄道技術に関しては公団におきましてもその技術を持つておるわけございまして、鉄道技術を通じての海外協力につきましては両者ともにそれぞれ適当な適切な組み合わせによつて協力を進めていくように指導をいたしたいと思っておるわけでございます。

なお、先ほどアフガニスタンの問題について御質問がございましたが、運輸省といたしましては人がいらないからとかなんとかいうことで断つたわけではございませんので、海外の技術協力といふことになりますとかなり詳細な内容等を一応了知した上でないと話を進めるということは困難でございますので、最初情報が非常に不足しておりますので、もっと詳しい情報を欲しいということで外務省を通じて申し入れたのでございます。

○鷹原参考人 ただいま河村先生からお話をありましたことにつきましては、公団としては御要請のあった場合に国鉄として協力いたしまして、業務に支障のない範囲でできるだけ技術協力をしてきましたところでございます。今後においても、同じような方針で公団としては参りたいというふうに

が、その後外務省側からこれらに関して運輸省側に何の連絡もなかつたわけございまして、運輸省側としてはどうにも手の出しようがなかつたと

ります。

がございまして、十六件、二十三人出張させておられます。そういうようなことで大いに努力して、できる範囲でやつております。ちょっとお考え違うのであるといけないと思いまして申し上げます。が、ただいまA-B線とかC-D線といふ言葉がございましたが、A-B線区は外務省からさっぱり連絡がないというお話だったが、

○鷹原政府委員 外務省、どうです、いまの運輸大臣は外務省からさっぱり連絡がないというお話をだつたが、

が、今年度についてはもういいんだという話があつたわけでございます。そういう経緯でございまして、どちらの省ということでなく、われわれとしてはアフガンに対して誠意を持つて当たつたつもりでございます。そういう経緯でございまして、どちらの省ということではなく、われわれに頼んだということは言いませんでしたけれども、今年度についてはもういいんだという話があつたわけでございます。そういう経緯でございまして、どちらの省ということではなく、われわれとしてはアフガンに対して誠意を持つて当たつたつもりでございますけれども、今後はさらにアフガンのような非常におくれたと言うと失礼かもしれないけれども、われわれの範疇では後発後進国に属するような場合にはある程度先方の計画づくりなどにも参加するということではないところ、いう技術協力もなかなか進まないという反省に基づきましてはアフガンに対して誠意を持つて当たつたつもりでございますけれども、今後はさらにアフガンのような非常におくれたと言うと失礼かもしれないけれども、われわれの範疇では後発後進国に属するような場合にはある程度先方の計画づくりなどにも参加するということではないところ、いう技術協力もなかなか進まないという反省に基づきましてはアフガンに対して誠意を持つて当たつたつもりでございます。

○鷹原参考人 さつき経済協力局長も言いましたが、とにかくこの場合などは産油国の余っているドルを使って、日本としては予算は大して要らないくて日本の技術を持っていてやれるという仕事です。が、とにかくこの場合などは産油国の余っている

悪いのか、両方とも余り重要視していないのか、どうも非常に手おくれで、そうでなければこれは国際入札なんかにならないはずですよ。特使が来たときには日本が応諾をしておれば、あるいはその前の段階で日本が乗り気になっておれば、国際入札ではなくてむしろ日本から直接単独で参加できる。そうなればこういう不況の時期に日本の産業たって潤う。とにかくすべて条件はいいことばかりなんですね。だから外務省ばかりでなく運輸省も、これから技術協力等の要請というのはまだたくさんあると思う。たとえばラオスでいま鉄道建設について話があるのを知っていますか、外務省、運輸省。

○梅田委員長 梅田勝君。今回、鉄道敷設法の改正によりまして、河守より福知山までの延長が決定され、そして鉄道が実際に建設をされるならば、これは中丹及び丹後地方における経済の発達や文化の向上にとって重要な貢献をするることは明らかであろうとし、またこれから的新しい日本海時代と言われるものをつくりていく上において積極的な貢献を果たすことは明らかであろうと思います。われわれもそういう点では賛意を表するものであります。が、しかしこれを実際進めます場合に相当の問題もござります。これらを一つ一つ解決していくことが重要であるかと思ひます。

そこで、まず質問を申し上げたいのであります。が、本改正案が通過、成立をいたしますと、福知山までの延長がいつごろ完成するのか、その見通しについてお伺いしたいと思ひます。

○後藤(茂)政府委員 お答えいたします。

ただいま御提案申し上げております敷設法の改正が成立、施行されました後、これはいろいろの手続を要するわけでございまして、改めて鉄道建設審議会にお諮りしてこれを工事線として認めただくことにつきましての手続がござります。またそれに関連して基本計画あるいは施工計画、工事施行等の認可の手続が要ります。これらのすべての手続が今後どのようにして進むかにつきましては、ただいまの段階で明確にお答えするだけの用意がございません。ただ、技術的に申し上げますならば、この区間は約十二キロでございまして、すでに十八キロの宮守線というものを昭和四十一年以来鋭意工事を進めてきておりまして、来年度、再来年度の予算の状況にもよりますけれども、あとわずかな年数で宮津から河守までの線路は通ずる見込みでございます。そのまま統ければ、何年ということを数字をもつて申し上げるほどの自信はございませんにいたしましても、その間と申しますならば遠からず福知山と宮津との間とは、この法律が成立いたしますことを前提にいたしまして開通できる見込みでございます。

○梅田委員 三月二十八日の当委員会における鉄監局長のお話によりますと、仮に昭和五十六年度ということを念頭に置いて御答弁なさつておりますが、昭和五十六年というのは仮にということがありますが、大体そこそこということで答弁されでおるのかどうか。いかがですか。

○後藤(茂)政府委員 いろいろな計算をいたしましたのに年を置かないで計算ができるものであります。まさに文字どおり仮に五十六年度を時期として計算をいたしました結果を、試算いたしました結果を御説明申し上げましたのがただいま先生御指摘のかつての答弁でございます。もちろんさきに申し上げましたいろいろな手続、その間の財政事情、いろいろな要因があると思いますけれども、技術的に見まして五十六年というのは不可能ではない時期であると思っております。

○梅田委員 五十六年よりか早くなるという可能性がござりますか。

○後藤(茂)政府委員 なかなかむずかしい問題でございまして、可能性がいやありませんと大きな声を出して言う自信もございませんが、また、いや確かにありますという自信もございません。なかなかこれはむずかしい御質問だと思います。

○梅田委員 大臣はいまのやりとりをお聞きになりましたして、早々に五十三年ごろにできるというよう見込みはないと思うのでございますが、大臣の御見解はいかがですか。

○木村国務大臣 一応五十六年という時点を頭に入れていろいろな準備計画をいたしておることは、局長が申し上げておるわけでございますが、気持ちとしてはこういうものは私は一日でも早く完成したい、かように考えております。ただ、毎年毎年、ことしから以後経済情勢といふものを踏まえて予算も編成しなければなりませんので、何とも言えません。確かに何とも言えません。しかし、私は予定よりも早く完成するということを心がけていきたいと思います。

○梅田委員 そこで私は福知山の市の広報をただいま持つてまいりましたのでありますが、昭和四十九

年の五月号でござります。これによりますと、大臣は徳永運輸大臣でございますが、増岡政務次官まで延長」「五十三年度中に完成へ運輸大臣が確約」かのように書かれております。これは昨年福知山の塙見市長が運輸省を訪れたときに、当時の運輸大臣は鐵道敷設法の別表改正を行い、総工費約六十億円で五十年度に着工、五十三年度中には完成させの方針だ」と確約し、延長実現が明らかになつたものです。」というように、これは福知山市の広報というものは全戸に配布されている。しかもこれは参議院選挙の直前にやつているのですね。非常に不明朗な感じがするのであります。まことにいう事実があつたのかどうか、大臣はかわつておりますが、運輸省として御存じのはゞでござりますので、御答弁願いたいと思います。

○木村國務大臣　当時それぞれ鉄監局長、私鉄部長の席におった者がいまおりませんので、そのときの模様はわかりませんが、おそらく当時の運輸大臣としては当時の時点でぜひそういうふうにしたいということでお話を申し上げたことであるうえと私は思つております。ただ、その後鉄道建設審議会が開かれております。そこで、その後鉄道建設審議会の建議をその後ですかその前ですか受けまして、以後だんだんだん国会提出の時期も一国会ずれたというようなことがございまして、今日御審議をいただいておるようなことでござりますので、当時の運輸大臣としては確かに五十三年度ぐらいを目指にしてやります。こう答えたのが大臣の真意であったらうと思つてございます。

○梅田委員　いや、去年のことですからね。さほどので、今日と情勢は変わつております。そういうふうな制も言われたところでございます。まして鉄道敷設法の改正案が現実に上程されてくるというようなので、そのときには運輸省が入つて、そういうような確約めいたといいますか、実際それは



のようになります。これだけ抜けたら底が抜けたのと一緒だなと思いました。トンネルの上にある部落ですかね、この寺屋敷と辛皮というのは。だから水がかれちやうのは当然だ。何とかこれを食いとめる方法を考えないと、その辺は純農家でございまして、農業以外にはすべがない人たちでございますから、大変な問題でござります。この住民の苦しみに對して公団側はどうに積極的にこたえてきたのか。今までどのような補償をしたのか、まずそれを伺いたいと思う。

〔委員長退席、増岡委員長代理着席〕

○篠原参考人 ただいまの水の問題でございますが、灌漑用水とか、それからいろいろなあれがございますが、飲料水につきましては、これは生命に関するものでございますから、すぐ処置するのをたてまえとしております。われわれの方でも、これ以外に各所でそういう問題が起きておりますので、そういう問題はすぐ処理いたします。ただ、農業用のいろいろな用水につきましては、やはり工事に起因することがはつきりしないといけないということ、いろいろ手続的にも慎重にやる面もございます。しかし、それでもなるべく早く御迷惑に対しても処置するというのが、われわれの考え方でございます。

この用水の問題その他につきましては、地元の市長さんその他を通じましていろいろ折衝しておりますが、この灌漑用水につきましても各所いろいろな問題がございまして、さあたりの問題はいろいろ手当てをするようにいたしておりますけれども、現実の支払いの問題、応急の問題についてはとりあえずのことはあります。恒久対策その他につきましては、やはりはつきりした根拠がござりますので、至急こういう問題も詰めてまいりたいというふうに考えております。

○梅田委員 詰めてしまひたいと思いますと言つけれども、ちつとも詰まつていないのでですよ。この渦水の原因はトンネルの掘削工事にあつたとい

うことは公団もはつきり認めて、導水工事については費用を出しているのだ。だから、原因については議論の余地がないわけです。水不足による農作物の被害について、これを補償するのはあたりまえなんですね。地元住民は昭和四十五年の六月

一日に宮守線上宮津地区対策委員会というところが、宮津市長を経由して公団側に要求書を出します。これを要約いたしますと、「普甲トンネル工事に伴う寺屋敷・辛皮地区の水田渴水公害補償要求について」という文書でございます。

これは水稻作付不能地の補償、二つは昭和四十四年度の水不足による減収補償、三つ目は水不足による施設要求、この三点であります。さらに残りの工事進行に伴い新たな被害を生じた場合はそのつど要求に応じて補償をされたい、こういふ四点の要求が出されております。

ところがこれに對して鉄建公団がこたえたの

は、第二項目の昭和四十四年度の稻作の減収補償についてだけであります。しかもこれは要求を

満額こたえるというのではなくて、きわめて不十分なものであります。他の項目については、いまなお誠意ある回答を示していない。これが実態ですよ。本

が全然出ないのだ。この間、雨が降った後に行つたのです。普通雨が降ったら、沢には相当水が

来るのですよ。ところがちょっとちやろです。相

昭和四十五年の要求というものは出した。これらについては後日協議するから、いまは減収の分だけで計算を出してくれと公団側は言つてゐるわけですよ。このときは、昭和四十六年一月二十日に

辛皮地区的用地買収の席上、公団側として森田所長というのが出席している。そして渦水問題の解決を約束した。作付不能田の補償は後日協議する

と。ところが何も後日協議してないわけだ。非常

に純朴な農家の方々だから、いま返事があるか、いま返事があるかと待つてたが、いつまでたつたって回答がない。こんなことでいいのですか、どうなんですか。

○篠原参考人 どうもいつまでもほつたらかして

いるよう聞こえるのでございますが、私の聞い

たところでは、いろいろ折衝がございまして、こ

としの四月二十二日に支社から地元にいろいろ話がいたたというふうに聞いておりまして、ごく最

近のことだと私は思つておりますが、もしもお説の

うことは公団もはつきり認めて、導水工事につい

ては費用を出しているのだ。だから、原因について

は、地元は四十一年

度以降は、用水施設をつくりたりピニールバイ

ブで自然流下をさせたりいろいろな処置を講じて

おりまして、四十五年度以降にはそういう施設が

使用される関係上、減収はないという見込みでござります。

○梅田委員 いま言われましたのは、昭和四十六

年四月三十日の決着分だと思うのです。それは

この四つ要求を出した第一項目、つまり作付はし

たが水が不足ですから非常に不良だ、だから平年

作どおりにはいかないということで、減収の補償

なんですね。作付をしなかつたところについては

全然補償してないのだ。とにかく一番最初、昭和

四十五年六月一日に要求を出して鉄建公団との話

し合いをしたときには、地元の方々は補償要求額

として「 $(\text{甲半支費} \times \text{米畠} \times (1 - 0.3) \times 10)$ 」、こ

の十一年のは十ヵ年分という補償だったそ

うですね。ところがこのときに公団側がどう言つたか

といふと、十年もすれば水路が変わつて水が出る

ようになるのだ、だからそんな先の話は応じられ

ぬということです。そのときは拒否しております。し

かし目の前に渦水というものは現にあるのだから、

昭和四十五年の要求というものは出した。これら

については後日協議するから、いまは減収の分だ

けで計算を出してくれと公団側は言つてゐる

のですよ。このときは、昭和四十六年一月二十日に

辛皮地区的用地買収の席上、公団側として森田所

長というのが出席している。そして渦水問題の解

決を約束した。作付不能田の補償は後日協議する

と。ところが何も後日協議してないわけだ。非常

に怒つてゐるのですよ。けしからぬじゃないです

か。笑うとは何ですか。地元の方々は大変な怒り

ようですよ。しかも、減収については補償いたし

ますと言つておきながら、昭和四十四年度の要求

は先ほど言つたように削つて出します。その点につ

いてはどうしたのですか。

○篠原参考人 いろいろ施設をつくりまして、そ

の手當をしてゐる関係で、四十五年度はやつて

ないそうです。

○梅田委員 何の施設の手當でしたのですか。

水がちっとも出るようになつてないぢやないですか。昭和四十六年の六月三十日に宮守線に宮津地区対策委員会の委員長堀礼さんの、宮津市長を経由してあなた方に提出した文書、昭和四十五年度の水田渴水による減収補償要求十八万一千五百円、これは前年より減つてますが、これに対してはただの一円も出していません。

○篠原参考人 灌溉用水の設備といたしまして、谷川から千三百メートルぐらいの用水パイプを引きまして、これは応急ですからビニールパイプでやつておるのでございますが、それになお、田ごと用水というのが二ヵ所ありますと、それにビニールパイプで自然流下させるというような施設をやりまして、そういう手当をやつておるわけでございます。

○梅田委員 政治というものは、現場でどうなつてゐるかということを見なければだめなんですよ。あなた方は導水施設をつくったとおっしゃるが、現地へ行つてみなさいよ。こんな小さい围いをつくって、そこへ細いパイプが来てちよらちよろと水が来ておるのでですよ。

〔増岡委員長代理退席、委員長着席〕

あふれたら農水用池へ出るようになつてます。あふれますかね。一トンもないぐらいの大きさです。高さはこんなものですからね。普通の一軒の家につくぐらいいのタンクですよ。そこへ水がちよらちよろと出てきている。しかも、この水はふもとにある寺屋敷や辛皮地区に、わずか十五戸ですけれども、その十五戸に供給するだけではなしに、その真上に大江山のロッジがあるのです。これは宮津市がつくっているレクリエーションセンターです。山小屋といつたつて相当大きなものです。八十人の定員の宿泊するところです。そこが水をくみ上げるわけですね。同じところを使つてやるのです。これは下が使えば上は水が出ぬようになる、上が使えば下が水がなくなる、絶えずです。八百人の方々の不満をますます起して、現実にどうやつて支払つたらいいか非常にむづかしいので、いま担当のところで研究しております。あなた一遍行つてござんなさい。大山奥です。生活用水でさえ事欠くのですよ。お

あらなんなかなか入れぬのですよ、ためておかなかつたら。実態はそななんです。それを、水道をつくつたからもういいんだということで済ませる問題ぢやないですか。どうなんですか。ましてや昭和四十五年度というのは、その御利益を得ないときのあれですよ。

○篠原参考人 先生からいろいろ御指摘を受けましてまことに恐縮ですが、実態を至急調べまして、早速処置したいと思つております。

○梅田委員 昭和四十八年の三月の三十日に、日本鉄道建設公団大阪支社長藤田雅弘、この人が宮津市長に対して、その水道工事の二百九十一万円のお金を払つておるのでですね。払つたときに一札

をとつておられるのです。「宮守線普甲ずい道掘削に伴う寺屋敷地区渴水対策施設等について」という表題の一札をとつておる。「一、完成施設の以後の保守管理はすべて当市で行う。二、今後一切の異議の申し立ては、当市の責任で処理する。」といふことで、宮津市に責任を負わしておるのであります。

地元の人はこれは全然知らぬのです。この間私が

行つて、市当局も現地に呼んで、実態を調べさせて、四十五年度の補償をせぬのはけしからぬじやないか、四十五年以降の補償についてもどうなつてゐるのだといろいろやつたら、公団側はもうこなればかなことがありますか。現地は本当に農業だけで食べている人ですよ。ちょっと出かせぎと云つてすつと出られるところと違うのです。山奥で済んでいるように言つておるわけですよ。こんなばかなことではありません。高さはこんなもので、そのまま牛も減らしてしまつて細つておるのでですよ。そういう被害に対するても何ら補償してない。これについてもすぐ調査して善処できますか。

○篠原参考人 牛が爆破その他の影響で非常に生

育の状態、それから実際に被害地域の牛の成長の度合いといふものは全部比較表も出ております。そういう科学的な証明もついているんですから、やはり被害住民の方々に対しても誠意ある話しありますが、生産不良だということで補償要求が出ております。総額にいたしまして百七十七万八千六百四十円の要求が出ておりますが、公団に要求したら、証明をつける。そこで、農協の専門家に頼んで農協の正式の判こをつけた証明書もつけて出したが、これは全然ナンのつぶで、トンネル工事でありますから、発破を使ってどちらかんやる。牛がびっくりして暴れる。角が抜けてしまつた牛もあるそうですね。大変ですよ、あなた。実際、その畜舎も私見に行つてきた。從来盛んにやつておったのが、いまはもう牛も減らしてしまつて細つておるのであります。そういう被害に対するても何ら補償してない。これについてもすぐ調査して善処できますか。

○篠原参考人 牛が爆破その他の影響で非常に生

育が落ちてしまつたということをございます。これは非常にむづかしい問題でございまして、實際落あたのかどうかということが何らかの形で保証されなければ困るというようななことも地元の担当者としては申しております。しかし、これはそう

いつてもなかなかむづかしい問題ぢやないかと思ひます。いまして、現実にどうやつて支払つたらいいか非常にむづかしいので、いま担当のところで研究し

ておる次第でござります。こういう問題もあるべく早く解決しないと、地元の方々の不満をますます起して、いくことになりますので、早急にこの問題もあわせて処理してまいりたいというふうに考えます。

○梅田委員 とにかく至急に善処していただきたいと思います。

さらに別な補償要求も出ております。それは「宮守線建設による工事被害請求書」というのが宮守線第三期工事被買収委員会といふところからおりまして、これらの要求によりますと、牛を飼つておられるんですね。藤田長右さん二十頭、浦豊さんが三十六頭、そのほか四軒も牛を飼つておりますが、生育不良だということで補償要求が出ております。総額にいたしまして百七十七万八千六百四十円の要求が出ておりますが、

○梅田委員 ちゃんと証明書もつけて、理想の肥

育の状態、それから実際に被害地域の牛の成長の度合いといふものは全部比較表も出ております

よ。そういう科学的な証明もついているんですから、やはり被害住民の方々に対しても誠意ある話しありますが、生産不良だということで補償要求が出ております。総額にいたしまして百七十七万八千六百四十円の要求が出ておりますが、

○梅田委員 ちゃんと証明書もつけて、理想の肥

育の状態、それから実際に被害地域の牛の成長の度合いといふものは全部比較表も出ております

していかなければならぬと思つておるわけでござります。

いま鶴田委員の御指摘のようないろんな問題がまだ残つておりますし、しかも処理されていない。しかもそれは、先ほどお話の中にありました公団対市の関係において市の責任において処理すべき範囲内の問題であるか、その範囲外の問題であるか、そういうことも明らかにしまして、やはり公団といつたましても市並びに沿線の住民の方々と十分話し合つて、要するにその被害、お互いに忍ぶべきことは忍んでもらわなければなりませんが、地元の発展のために、最後には相協調し合つたりっぱな地方交通路線が完成するということを期待しておるわけでございまして、その過程にお

○内田説明  
承知のよう  
し、国鉄を  
数は、横ば  
ん。したが  
化、複線化  
の利用状況  
ております。  
○梅田委員

この沿線につきましては、先生御  
に、大変開発が進んでおります。たゞ  
利用する乗降客と申しますか利用者の  
多いございまして、ふえておりませ  
いまして、まあ開発の状況並びに国鉄  
等を勘案いたしまして、今後逐次、電  
化をやつてまいりたいというふうに考えて  
おります。

は悪くて、常に赤字を続けていたことは事実でありますけれども、四十五年度のころになりますと、役員十三人に職員四人というような形で営業係をやっていたわけですが、これが本当にやる気があるならば、またやらせるべきでありますから、これが本画どおりにさせるべきではなかつたのか。そうればこの敷設法の改正ということでも必要ないし、鉄建公団さんによるさらに追加投資ということが必要なかつた、こう思うのでありますが、この丹鉄道というものの存在を前提にした宮守線、これは仮定の事実であったのか、現実に北丹鉄道生かして宮守線を存続させるつもりであつたのか、当初の気持ちをちょっと伺つておきたい。

業當る計すも北こをがしありて、河川敷を走つておる部分があつたりいろいろいたしまして、これを直ちに国鉄の路線として利用する二こはよほいはずかしいと云ふことは、そのがございまして、直ちにいまから何とも申せませんが、この廢止をいたしました北丹鉄道の路線は河川敷を走つておる部分があつたりいろいろいたしました場合の河守一福知山間の路線は、いづれ今後調査などで確定をいたすべき性格のものでございまして、直ちにいまから何とも申せませんが、この鐵道の路線、新しく今度仮に國鐵線を敷くとしたとして、河守一福知山間の路線は、いづれ十六年にとりあえず休止ということになつたわけでございまして、休止以後は鐵道の施設もいわば荒れるに任せたまま四十九年を迎えたわけでござります。

情書が出てあります。これによりますと、京都都は奈良を結ぶ国鉄奈良線ですね、これは、沿線は人口急増地帯でありますし、しかも最近は二つも高校が建ちまして通学する生徒の数も激増しております。大都市の京都市へ入ってくる路線がいまだに電化されてないというのは、重大な立ちおくれだと私は思うのですがね。

せめて、地元としては、自動信号化を第一段階としてやつてほしいという要望が強く出ておりまます。これについて、どのように処理されているのか、お伺いしたいと思います。

改正の趣旨は、これにて御説明ありましたが、うに、現在の宮守線は、初めは河守と福知山との間を結ぶ民営鉄道の北丹鉄道を介して京阪神地域と日本海沿岸丹後地域とを短絡する計画で昭和四十一年以来工事を進めてきた。ところが昨年の一月に北丹鉄道が廃止されたので事情が変わったから、終点を河守から福知山まで延長したいのだ、こういう御提案でございます。

その間十二キロ何がし、短い区間でございますけれども、廃止された北丹鉄道というのは、四年前にすでに休止をいたしております。そういう占

せめて、地元としては、自動信号化を第一段階としてやつてほしいという希望が強く出ております。これについて、どのように処理されているのか、お伺いしたいと思います。

○内田説明員 奈良線の自動信号化につきましては、本年の春に工事に着手いたしまして、銘々事中でございます。したがいまして、目下のところは、来年の春くらいまでには自動信号化が完成いたしますと考えております。

○梅田委員 複線・電化の方はどうなんですか。

る打算のもとに廃止をしたのか、われわれは不用議に思うのであります。

北丹鉄道そのものというのも、年間二十万人以上上の旅客の輸送を行つておりましたし、貨物もな

は悪くて、常に赤字を続けていたことは事実でございますけれども、四十五年度のころになりますと、役員十三人に職員四人というような形で営業をやつていたわけでござりますから、これが本当にやる気があるならば、またやらせるべきであるならば、運輸省としても存続をさせて、当初の計画どおりにさせるべきではなかつたのか。そうすればこの敷設法の改正ということとも必要ないし、鉄建公団さんによるさらに追加投資ということも必要なかった、こう思うのであります。が、この北丹鉄道といふもの的存在を前提にした宮守線、これは仮定の事実であったのか、現実に北丹鉄道を生かして宮守線を存続させるつもりであったのか、当初の気持ちをちょっと伺つておきたい。

○後藤(茂)政府委員 御説明をいたします。

昭和二十八年に現在の形で宮守線の別表追加が行われましたときの考え方は、すでに御説明申し上げておりますように、まただいま先生御指摘のように、河守と福知山の間に北丹鉄道が走つておるということを前提にいたしまして宮津と河守の間の別表が追加指定された、このように考えられます。

問題の、いまとうとう廃止してしまいました北丹鉄道そのものでございますが、いろいろと御説明申し上げましたように、この鉄道は大正十二年以来この区間についてずっと営業を続けております。ただ、福知山から河守まで、河守で終点という形で長い間営業を続けておりまして、私どもの手元には二十八年以降のいろいろな資料がございますけれども、地方鉄道の中でも非常に経営の苦しい鉄道であつたというのは事実でござります。過疎地の中を走つておって、そして施設をさりに、まあその当時の時点での鉄道なりに新しい資金を投入してお客様の要望にこなれるということがなかなか十分にはいかないようになります。過疎地の中を走つておって、そして

します。累年のこの鉄道のお客さんの数なり貨物の数なりの統計で見ましても、でこぼこはございませんが、大勢として昭和四十五年ついに休止になり今までの間に少しずつ減ってきておるというのが実情でございます。地方鉄道、古い制度のもので政府が補助金を出しております数少ない鉄道のうちの一つであつたわけでございます。で、何とか経営を続けようという企業者の気持ちもそのような状態のもとではもちろんということであつたと思いますが、ただいま御指摘のように昭和四十六年にとりあえず休止ということになつたわけでございまして、休止以後は鉄道の施設もいわば荒れるに任せたまま四十九年を迎えたわけでございます。

先ほどからちょっとお話を出しておりますが、この鉄道の路線、新しく今度仮に国鉄線を數々いたしました場合の河守一福知山間の路線は、いずれ今後調査などで確定をいたすべき性格のものでございまして、直ちにいまから何とも申せませんが、この廃止をいたしました北丹鉄道の路線は河川敷を走つておる部分があつたりいろいろいたしまして、これを直ちに国鉄の路線として利用することはなかなかむずかしいぞということは、その時点でも専門家の間ではそのように考えられていてるものだと存じます。

結局、昭和二十八年の時点では、この北丹鉄道が河守から福知山まで走つており、今後もこれが走り続けるであるうといふ観念、前提のもとに現在の別表はお定めになつた。現在の状態といふのは、その後の事情の変化によりまして、ついに昭和四十六年には休止、いまま思えばごく最近でございますが、昭和四十九年二月には廃止といふに事が至つたわけでございまして、この四十九年の廃止ということにつきましては、地元の公共団体の同意も取りつけました上でそのような経営というものを過去三年間休止をしていたという事実も踏まえまして廃止の許可がなされたものでございます。

その北丹鉄道といふのは廢止當時、資本金は幾らでありましたか。

○高橋説明員 北丹鉄道廢止のときの資本金は百五十万円でございます。

○太田委員 民鉄部長さんにもう一回重ねてお尋ねをいたしますが、たとえ十一・四キロの短区間の鉄道といひながら、百五十万円の資本金というのには附に落ちない数字でございますね。監督官庁として、こういふ資本構成を見ながら、そして借入金の増大さに首が回らなくなつた当該鉄道の最後の姿を見ると、あなたの方ももう少し勧告すべきところは勧告し、指導すべきところは指導すべきではなかつたか。これは何とかしてやめさせるようになむけた鉄道のよな気がしますが、そういうことはありませんか。

○高橋説明員 おつしやるよなに鉄道事業者として百五十万といふのは大変少ない資本金であるかと思いますが、私の方でやめさせるようになむけていたとしても地域の住民の足を確保するということであつて、必要であつうということで、相当長年月にわたりまして欠損補助金を交付してまつたような次第でございますが、ついに余りにも経営状態がむずかしくなつたといううことで休止をいたしました。休止をいたしたということに相なつておるわけでございます。

○太田委員 これは局長にお尋ねいたしますが、企業補助がなされていた古い鉄道の一つとしてみれば、これを存続させようとすれば存続できたのじやないですか。赤字だけ補助すればいいんだ。それを、休止を認め、廃止を認め、さらに新線建設といふように持つていつたといふのは、意識的に、意図的にそう持つていつたのではないから、こういう疑いが残るわけですが、いかがですか。

○後藤(茂)政府委員 先生が御指摘のいわば疑いといふものをお晴らしするだけの十分な資料を備えての御説明といふもの用意はございませんけれども、この路線が大正十二年以来四十何年間か

にわたつてこの大江山の山奥をずっと走つてしまつて、そして先ほど申し上げましたお客様の乗りぐあい、これはあるいは新たに金を入れ乗らずむしろだんだん減つておる、貨物の方も減少反映していると思いますけれども、お客様が乗らぬむしろだんだん減つておる、貨物の方も減少の会社が長年にわたつてできなかつたといふ事情も反映していると思いますけれども、お客様が乗らぬむしろだんだん減つておる、貨物の方も減少しまして、これを何とか維持するという努力をしていたとしても、やはり企業自身がそれに耐えられなかつたといふ事態ではないかと、私はいまここに残つておりますいろいろな資料を見ましてそう考へるわけでございまして、もちろん先生御指摘のよなに、やめさせるよなにしなむけたといふことにつきましては、全くそのよな考え方も、事実もなかつたと存じます。

○太田委員 年間二十万人という輸送量を持ちながら立ち行かなくなつた鉄道の基本的な欠陥といふのはその資本構成にある私は思ひます。中

小交通機関の資本金といふ問題は大問題でございましてから、この点は今後も別の角度からひとつ検討してほしと思ひます。ただ、最近このよな

○木村国務大臣 いわゆる地方の弱小私鉄、これが軒並みに経営が非常に悪くなつておることは御指摘のとおりでございまして、原因はいろいろあ

るかと思ひますが、やはりどうしても、地方でござりますから、利用者の激減、それから貨物を扱つておりますところは貨物が道路輸送の方に転化して貨物の輸送量の激減、要するに収入減が非

常に大きな要因になつておる。また反面経費の面で言ひますと、人件費がウナギ登りにふえてまい

ております。これは中央の大私鉄あるいは地方の弱小私鉄等、ある意味においては経営の成績い

かんにかかわらず一律に賃金アップといふ傾向が

最近とみに目につくわけでございますが、これももつともな点ございまして、やはり賃金が安い

といふ人も集まらぬといふうなことで、泣き泣き賃金の高い方になびかざるを得ないと、うふう

な傾向も手伝つておるかと思うわけでございま

す。そういうふうな収支の最近の現状から、特に

経営基盤の弱い弱小私鉄、これは鉄道事業以外に

多角経営のできる力もないところでございま

す。そこで、他に経営改善の道を求めることがなかなか困難であるといふうないろんな事情が競合いたし

ます。弱小私鉄が非常に苦しい状況になつてお

るといふことでござります。

○太田委員 の御指摘のように、そういう私鉄は廃止の

方向に無理やりに持つていくよな政策をとつてお

るのではありませんかといふうな指摘もやつてお

ります弱小私鉄、これはやはり公共使命達成のため

にできるだけがんばつてもらいたいということ

が、昨年一年間を通じていろいろな不払い、遅払い

等の会社、企業がたくさんありましたが、それを

立つておる、こうう事態の中で政府が補助金を出

しまして、これを何とか維持するという努力をし

ていかなければなりませんが、いろいろな意味

で、すでに十年以上もたちますが、いろんな意味

が、これまで弱小私鉄、これはやはり公共使命達成のため

にできるだけがんばつてもらいたいといふこと

が、昨年一年間を通じていろいろな不払い、遅払い

等の会社、企業がたくさんありましたが、それを

立つておる、こうう事態の中で政府が補助金を出

しまして、これを何とか維持するという努力をし

ていかなければなりませんが、いろいろな意味

で、すでに十年以上もたちますが、いろんな意味

が、昨年一年間を通じていろいろな不払い、遅払い

等の会社、企業がたくさんありましたが、それを

立つておる、こうう事態の中で政府が補助金を出

しまして、これを何とか維持するという努力をし

うなことも考えながら廃止がやむを得ない場合には被害を最小限度にとどめるべく措置もいたしておるような状況でございまして、われわれといたしましては、この苦しい弱小の私鉄が何とか工夫に工夫を重ね、合理化もさらに検討をされて、地方の輸送使命を果たしてもらいたいというわれわれの考えに変わりはございませんが、何せ現状は非常に厳しい状況でございます。われわれといたしましても、補助等につきましては五十年度、さらにおよそ五十年度の予算編成におきましても、五十年度以上の補助の態勢はとりたいと思っておるのが現状であるわけでございます。

○太田委員 一挙に廃止を持つていかないで、段階的に休止という方法をとるとおつしやったことには賛意を表しかねるのであって、休止も廃止も

サレービスの提供をとめることに変わりはありませんから、私はそれは反対。意見が一致しませんが、いまのお説のように極力使命を達成させるよ

うに、ひとつ叱咤勉励をされる当局の態度は私も賛成でありますけれども、できるだけその趣旨を通してくださいたいと思うのです。

さて、そこで具体的な方策についての重ねてのお尋ねですが、資本構成がとにかく弱小だとい

ることは、平均的にあると思うのです。だから、公的資本の導入という手もありますから、とにかく増資の決議、それは赤字会社に増資なんて一般的にむずかしいのであります。増資の決議をして責任のある者、あるいはまた当該地方の自治体等に出資をさせるというようなことも考えて、資本の構成、この厚みをふやす、このこともひとつ考えてもらわなければならぬと思いますが、当面私は非常に各方面に運転資金の逼迫がある。この運転資金の逼迫の状態が続出しておる。資金の逼迫だけではなくして、場合によつては会社更生法なんということも言ひ出します。だから、この資金の逼迫に対しても運輸省が打とうとしている具体的な対策は何か、これをお答えいただきたい。

○高橋(寿)政府委員 お答えいたします。

中小私鉄もバスも似たようなことであります

が、バスにつきまして、いま先生お示しのような点がかなり多くあらわれておりますので、私からお答えをいたします。

御承知のように、昨年一年中小バス各社は短期的な資金のショートでずいぶん苦労いたしました。究極には昨年一年通じまして平均四割五分な

いし五割程度の運賃改定をいたしました。この增收効果が相当及びましたので、究極的にはかなり

のところまで行きましたけれども、しかしその途中におきまして、いわゆる運転資金の不足という

ことが各所に起きまして、そのことのために先ほども先生御指摘くださいましたような労働省調べ

の資金不払いあるいは運賃状況というのも起つたわけでございます。そこで今後もそのような

年度中に起きる過渡的な資金ショートといふことは起こり得ると考えなければならないと思いま

す。特に地域によりましては会社更生法の適用申請をしているというふうな会社もございますので、こういったところにつきましては非常に深刻な事態になるということとも考えられます。

昨年はそういういた事態に対しまして約千六百億円ほどの資金を各種金融機関から融資をいたしました。昨年と申しましても四月から後であります

が、約九ヶ月の間でありますけれども、千六百億円の資金を運転資金として融資いたしました。この大半はやはりそれのバス会社が常に取引

をしている地方の民間銀行が主でございまして、これが約八割くらいでございました。

そこで、ことしほうじょうかということでおかれますけれども、ことしひつきましては、おか

げをもちましてバスの補助金が去年の二倍半以上も増えたことをございまして、こちらの面で相当

お預けです。そこで、この補助金が得られるかということの推定がつきますので、そういった推定ができるだけ早くつ

けまして、それを先行きの支払い担保といいます

か、そういうものの見合いでそれぞれの金融機

ことを制度化することの詰めをいたしております

が、これによつて年度途中の資金ショートは相

が、これによつて年度途中の資金ショ

○木部委員長 御異議なしと認めます。よって  
さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○木部委員長 この際、木村運輸大臣から発言を求められておりますので、これを許します。木村運輸大臣。

正する法律案について、慎重な御審議の結果御可決いただきまして、まことにありがとうございました。(拍手)す。厚く御礼を申し上げます。(拍手)

○木部委員長　油濁損害賠償保障法案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。木村運輸大臣。

油濁損害賠償保障法案  
〔本号末尾に掲載〕

○木村国務大臣　ただいま議題となりました油漏損害賠償保障法案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

これらのタンカーの安全確保につきましては、構造及び設備の改善、交通ルールの確立、航行環境の整備など各般にわたり努力しておりますが、万一タンカー事故が発生した場合には、早期に適切な防除措置を講じて油濁損害の拡大を防止しなければならないとともに、油濁損害の被害者が漸

大切な救済を受けることができるような制度を確立することが必要であります。

わが国の現行の法制度では、民法及び商法の不法行為に関する規定が適用されるとともに、これによる船舶所有者の損害賠償責任につき、船体等の権利を被害者側に移転することにより責任を免れるいわゆる免責委付制度が認められております。

しかし、国際的には、一九六七年に英仏海峡で発生したトリリー・キャニオン号事件を契機として、油濁損害の賠償責任について行為者の故意または過失の存在を前提とする不法行為責任の一般原則によることは適切でないとの反省のもとに、その賠償の万全を期するため、一九六九年に油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約、また、一九七一年には、この条約を補足するため、油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約がそれぞれ成立しております。

わが国といたしましても、万一油濁事故が発生した場合にはできる限り被害者の救済を図る必要性がありますので、現行の法制度を改め、他の先進海運諸国と同じく両条約の内容に沿った国内法を整備するため、油濁損害賠償保障法を制定しようとするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申上げます。

本法案は、両条約の内容を国内法化するため、第一に、タンカーによる油濁損害について、戦争、異常な天災地変等の例外的な免責事由に該当する場合を除き、船舶所有者が無過失賠償責任を負うこととしております。

第二に、油濁損害の賠償責任について、船舶所有者は、自己に故意または過失がある場合を除き、船舶のトン数に約四万八千円を乗じた金額、最高限度額は約五十億円でございますが、これに責任を制限をすることができることとしております。

第三に、責任制限を認められておる金額まで船

船所有者の賠償能力が確保されるように、二千トンを超える油を輸送するタンカーにつきまして、

責任保険契約等の締結を義務づけております。

所有者等は、一般的の船舶所有者の責任に比して責  
めた部分の補償を請求できることといたし、  
また、タンカーによる油濁損害が生じた場合船舶

任限度額が倍加されることとなるので、その加重された責任額の一部の補てんを請求できることとしております。

第五に、国際基金がこれらの補償及び補てんの事業を行う財源として、石油事業者など年間十五万トン以上の海上輸送された油を受け取った者は、国際基金に拠出金を納付しなければならない。

こととしております。

おります  
以上がこの法律案を提案する理由であります。  
何とぞ慎重重御審議の上、速やかに御賛成いたた  
きりますようお願ひ申し上げます。

○木部委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

○木部委員長 質疑の通告がありますので、これを許します。

○佐藤(守)委員 ただいま提案されました油渦埠頭  
害賠償保障法案につきまして、質問をいたしました。

と思ひます。  
実は私、ゆっくり時間をかけて、非常に大切を  
条約でございますから御質問いたしたいと思つた  
のである、三十一年、年間三百四十分、つ

のでござりますけれども、時間が四十分くらいかかるといふやうなことでござりますゆえ、私たちは、本案の条約の内容とかあるいは両条約の批准効果の見通し、それから国内法との関係、それから具体的なメリット、それから原因者不明の油漏れ

被害の救済について、それからまた第十二条に基づきまする問題、そうして最後に大臣に油濁被害の救済のためにとられております油濁防止対策とかあるいはわが国沿岸における油濁事故の現状、またタンカーの安全対策等につきまして質問いたしました。質問を終わらたいと思っておるわけでございます。時間が十分でございませんゆえ、答弁を簡単にひとつお願ひしたいと思うわけでございます。

提案理由によりますと、本案は、一九六九年に採択されました責任条約、一九七一年に採択されました国際基金条約、これは一九六九年に採択されました責任条約の補足決議も入つておるわけでありますが、この二つの国際条約を国内法化するための法律だとのことでございますが、一九五七年に採択されました船主責任制限条約、これは日本は加盟しておらないわけでございますが、これにつきまして簡単に説明願いまして、両条約の必要性、成立経緯、内容等について説明をお願いいたしたいと思うわけでございます。

○西村政府委員 まず一九五七年条約をちょっと簡単に御説明をさせていただきます。

一九五七年条約はプラッセルで採択されました海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約というものです。この国際条約は、世界各国で船が他人に損害を与えたときにいろいろな原則に基づいてその損害を賠償するというようないろいろなかつこうがございますけれども、日本では実は明治以来商法の六百九十条にござりますよう委付主義と申しまして、船舶の所有者等が他人に損害を与えたときにその航海の終わりにおいて船舶その他の海産を相手方に委付をしてその責任を免れることができる、こういうふうになつておるのでございますが、この委付主義がほんんどないといふような実情がございますこと、それからそれにかわるべき金額責任主義と

いうものは損害賠償責任の体系として合理的であつて、近代的な海運企業に最もよく適合していること、それからわが国としても戦後長きにわたつて弱体でありました海運企業もその経営基盤が強化され、企業の危険に対しても保険制度を利用することによって担保しようという考え方になりました。一方、わが国における責任保険の体制も大幅に整備、強化されたという事情がございます。それから、わが国の海運の世界海運に占める地位も非常に向上してまいりましたということから、わが国海運といたしましてもこの一九五七年条約を批准いたしまして、これを国内法化をして委付主義から金額主義に移行する必要が出てまいりました。現にこの一九五七年の条約は一九六八年、昭和四十三年に発効して現在世界の二十六カ国が加盟しているという現状でございます。

そこで、法務省において法制審議会の御審議を得まして、この答申を基礎に関係省庁で所要の調整を行なうながら法案の作成の作業を進めて、今国会に一九五七年条約を国内法化するために船舶所有者等の責任の制限に関する法律案というものを提出する運びとなつて、法務委員会で近く御審議を仰ぐという経緯になつておるのでござります。

[委員長退席 増岡委員長代理着席]

それから次の一九六九年の油濁責任条約のことですが、これは事の発端は一九六七年の三月に御承知のとおり英仏海峡でトリニティ・キャニオン号事件という大きな油濁事件が発生をいたしました。そこで、油濁問題をめぐつていろいろな問題がその当時提起されたのでござります。一つは、不法行為責任の成立には通常世界各国ともに故意または過失の存在を必要としておるところが通例でございますけれども、タンカーによる油濁事故について船主が無過失であつても責任はないんだと言つていいであろうかといふことでござります。

それから二番目には、多額の損害を生ずることのあるタankerの事故について、一九五

いうものは損害賠償責任の体系として合理的であつて、近代的な海運企業に最もよく適合していること、それからわが国としても戦後長きにわたつて弱体でありました海運企業もその経営基盤が強化され、企業の危険に対しても保険制度を利用することによって担保しようという考え方になりました。一方、わが国における責任保険の体制も大幅に整備、強化されたという事情がございます。それから、わが国の海運の世界海運に占める地位も非常に向上してまいりましたということから、わが国海運といたしましてもこの一九五七年条約を批准いたしまして、これを国内法化をして委付主義から金額主義に移行する必要が出てまいりました。現にこの一九五七年の条約は一九六八年、昭和四十三年に発効して現在世界の二十六カ国が加盟しているという現状でございます。

そこで、法務省において法制審議会の御審議を得まして、この答申を基礎に関係省庁で所要の調整を行なうながら法案の作成の作業を進めて、今国会に一九五七年条約を国内法化するために船舶所有者等の責任の制限に関する法律案といふものを提出する運びとなつて、法務委員会で近く御審議を仰ぐという経緯になつておるのでござります。

こういった四点ほどの問題がその当時問題として提起されまして、そのため、IMCOといいます国際機関で法律委員会を設けまして、この問題について検討するということになりました。一方、万国海法会といふ学会でも同じ問題を取り上げるということでございまして、両方協力して油濁責任の賠償についての条約案を作成するこ

とになった。

この結果、一九六九年の十一月にプラッセルでIMCO主宰のもとに開催された国際会議でつくりられたのが油濁民事責任条約でございまして、これを今回国内法化したいということで、運輸委員会に御審議をこれからお願いしようとしているところでございます。

それからさらに一九七一年条約というのがござります。これは条約の副題に一九六九年の油濁損害についての民事責任に関する国際条約の補足と

○佐藤(守)委員 つい最近公害に対する規制が非常に厳しくなつて一般の関心も高まってきたわけ

でございますが、御存じの石油の消費量の増大と

かかるいはタンカーのサイズの大型化とか、した

がつて油濁損害の被害が大きくなつてくるという

ふうなことでございまして、先ほど局長の説明の

ように、一九五七年の条約では責任の発生の原因

は決めてなかつたわけですけれども、今度それを

決めた、無過失だということに非常に特徴があ

る、こう思つておるわけでございます。船舶から

の油の排出による海洋汚染について見ると、その

規制の動きは戦前から国際連盟を中心についたよ

うに聞いておりますが、戦後のそのような状況を

反映して、国際的な規制は十数年急速に進んできました。たとえばイギリスを中心とした一九五〇年の

国際条約とかあるいは一九六〇年の改正条約、こ

れは未発効でございますが……。その場合に一番

いたしますとともに、その責任の限度額を一九五

七年条約によるところの船主の責任の場合にト

当たり二万四千円、これは日本の価額で申し上げ

七年条約に定めていますところの船主の責任制

限の条約による責任制限というものを認めてい

ただろかということが第一点でございます。

それから第三番目には、沿岸国の政府が支出し

く損害の一部として賠償請求の対象にしてい

思われるけれどもどうであろうか。

それから四番目には、油の輸送に対して発生す

るこの種の事故については、責任はタンカーの船

主だけではなくて、それによって受益をしていると

ころの荷主も一部負担をしていいのではないか。

こういった四点ほどの問題がその当時問題とし

て提起されまして、そのため、IMCOとい

ます国際機関で法律委員会を設けまして、この問

題について検討するということになりました。

一方、万国海法会といふ学会でも同じ問題を取

り上げるということでございまして、両方協力し

て油濁責任の賠償についての条約案を作成するこ

とになった。

この結果、一九六九年の十一月にプラッセルで

IMCO主宰のもとに開催された国際会議でつくり

られたのが油濁民事責任条約でございまして、こ

れを今回国内法化したいということで、運輸委員

会に御審議をこれからお願いしようとしていると

ころでございます。

それからさらに一九七一年条約というのがござ

ります。これは条約の副題に一九六九年の油濁損

害についての民事責任に関する国際条約の補足と

会に御審議をこれからお願いしようとしていると

ころでございます。

○佐藤(守)委員 つい最近公害に対する規制が非

常に厳しくなつて一般の関心も高まってきたわけ

でございますが、御存じの石油の消費量の増大と

かかるいはタンカーのサイズの大型化とか、した

がつて油濁損害の被害が大きくなつてくるとい

うことですございまして、先ほど局長の説明の

ごとと、それに伴いまして国内法の整備、た

とえば外務委員会あるいは法務委員会、商法六百

九十条の改正等の問題、たくさんあるわけでござ

いますが、この二つの要件が相整わないところは

思つておるわけでございます。

その場合に、実は問題は、仮にこれがいい条約

でありますとも、二つの要件がございます。

一つは两条約の批准、発効の見通しがあるかどうかと

いふことと、それに伴いまして国内法の整備、た

とえば外務委員会あるいは法務委員会、商法六百

九十条の改正等の問題、たくさんあるわけでござ

いますが、この二つの要件が相整わないところは

思つておるわけでございます。

その場合に、実は問題は、仮にこれがいい条約

でありますとも、二つの



濟措置を講ずる必要があるということで、当面、救済対策としましては、国と都道府県、水産団体と関連業界が応分の負担をいたしまして、救済金、防除費、漁場清掃費等に充てるという制度をつくりまして、この機構を財團法人漁場油濁被害救済基金ということで本年三月三日に設立されたところでございます。

この財團は、五十年の予算で見ますと、国の負担額が一億九千四百万円、それから都道府県、水産団体、関連業界負担分二億七千七百万円、合計四億七千七百万円、内一億円は基金でござりますが、その金をもって事業を行ふことにしておる。当面一年程度この制度によつて原因者不明の漁場の油濁対策に充てたいということになつております。

○佐藤(守)委員 いまの点で、局長が最後におつしやいましたこの対策は暫定的な対策として二年間に限つて行うということになつておりますが、また実は私はこの基金の出し方等につきましてもいろいろ問題があるかと思うのです。「二年間といいますと、実は五十年、五十一年でございまして、すぐ五十一年が来るわけですが、将来の方向としてはどういうのをお考えになつておられるわけですか、御意見あれば聞かしていただきたいと思います。

○薦村政府委員 本格的な制度にするには、関係官厅で今まで審議をしてきた経緯にかんがみますと、かなり問題が多いわけでござりますのうで、水産庁が中心となつて環境庁とよく相談をし合つて新しい制度をどうしていくかということを確立することになつております。

○佐藤(守)委員 では、実は本法案にはいろんな特徴があるので、その一つとして、第十三条「日本国籍を有する船舶は、これについてこの法律で定める油濁損害賠償保険契約（以下「保障契約」という）が締結されているものでなければ、一千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない。」一項で「前項に規定する船舶以外の船舶は、これについて保険契約が締結さ

れているものでなければ、一千トンを超えるばら積みの油を積載して、本邦内の港に入港し、本邦内の港を出港し、又は本邦内の保留施設を使用してはならない。」とあるわけでございますが、これ

は私は本案の特徴の一つではないかと思っておるわけでございます。タンカーに責任保険への加入を義務づけているということが特徴の一つだと思つておりますが、そうすると現在のタンカーの賠償能力、担保手段はどうなつてゐるのか、もう少し詳しく説明していただきたいと思うわけです。

○薦村政府委員 まずこの十三条によりまして、二千トン以上のタンカーに強制保険を義務づける

任意保険で、二千トン以下の船舶もそれから二千トン以上の船舶も、わが国のタンカーについては一〇〇%保険に掛けておるという実態でござります。したがいまして、ひとまず二千トン以下は強制保険の対象から外すということに、これは国際

規約の関係からなりますけれども、わが方は今後ともこういう一〇〇%の保険に加入するという状態を続けさせるように十分行政指導をしていきたいと思ひます。

○佐藤(守)委員 内航タンカーの例で申しますと、実は保険制度には一〇〇%加入しているといふことをちょっと申し上げましたのですが、いま一例に四百九十九総トン型の、重量トンでいたしますと七百トントンから千二百トントンくらいの重量トン

になる船舶の例で申しますと、私ども調べたこの船舶につきましては、保険契約が十八億円の保険契約がなされておる。それに必要な年間の保険料

といふのは八十三万八千円掛けておる。この船の年間の経費は船費、船舶経費でございますが、年間で八千二百万程度かかるということをございますので、八十三万八千円の保険料負担といふのは

船費に對して約1%でございまして、大した負担にならないようなかつこうでありますと、十八億円までの保険を掛けて、油濁事故その他第三者に与える損害を補償できるように保険に掛けておるのが実例でございます。

大体平均の保険契約金額を申し上げますと、二百トントンから二百九十九トントンまで、これはグローバルカーについて責任保険への加入を義務づけておるわけでございますが、実はこの資料を見ておる限りでございますが、その船型の平均に掛けておる保険の契約金額が十億四千六百万円、それから三百トントンから四百九十九トントンまでの船型は十二億八千八百万円の平均保険契約額がある。五百トントンから九百九十九トントンまででは二十五億円の保険契約がなされておる。一千トントンから一千九百九十九トントンまでの船型につきましては、六十五億九千

度には件数が二千トントン未満で百六十九件、そのうちの日本船が百六十八件で外国船が一件、二千トントン以上が日本船が三十五件、外国船が五十四件といふことになつておるわけです。昭和四十九年度度

の場合は事故件数が全部で二百十七件でございますが、そのうち二千トントン未満が百十件、それから二千トントン以上五十件というになりますと、実は二千トントン未満が多いですね。そうした場合に、二千トントン以下の油を輸送するタンカーの賠償能力の確保はどうなつておるかというの

が非常に大きな問題になると思うのですが、その点につきまして、どう確保されているかというこ

とにつきまして御説明願いたいと思います。

○佐藤(守)委員 内航タンカーの例で申しますと、実は保険制度には一〇〇%加入しているといふことをちょっと申し上げましたのですが、いま一例に四百九十九総トン型の、重量トンでいたしますと七百トントンから千二百トントンくらいの重量トン

になる船舶の例で申しますと、私ども調べたこの船舶につきましては、保険契約が十八億円の保険契約がなされておる。それに必要な年間の保険料といふのは八十三万八千円掛けておる。この船の年間の経費は船費、船舶経費でございますが、年間で八千二百万程度かかるということをございますので、八十三万八千円の保険料負担といふのは

船費に對して約1%でございまして、大した負担にならないようなかつこうでありますと、十八億円までの保険を掛けて、油濁事故その他第三者に与える損害を補償できるように保険に掛けておるのが実例でございます。

大体平均の保険契約金額を申し上げますと、二

百トントンから二百九十九トントンまで、これはグローバルカーについて責任保険への加入を義務づけておるわけでございますが、実はこの資料を見ておる限りでございますが、その船型の平均に掛けておる保険の契約金額が十億四千六百万円、それから三百トントンから四百九十九トントンまでの船型は十二億八千八百万円の平均保険契約額がある。五百トントンから九百九十九トントンまででは二十五億円の保険契約がなされておる。一千トントンから一千九百九十九トントンまでの船型につきましては、六十五億九千

五百萬円の平均をして保険契約がなされておるということでお、内航タンカーにつきましても油濁事故の賠償責任主体を船舶所有者としておるのですが、これで最近問題になつておる便益置籍船の資産についてもまたペーパーカンパニーと称せらるる実体を持たない企業体であるため、被害者の保護に欠ける点があるのでないかと思うのですが、この点は十分保護できるようになつておるの

であります。

○佐藤(守)委員 本法案の第三条では、油濁損害の引き合いの対象にならないという実態でござります。仮に船主が十分な資力を持たなくとも、こういったP.I.保険を掛けないでは世界の用船マーケット

申しましても、一般的の船舶と同じに世界各国に共通して損害賠償請求の相手方が不明確であつて円滑な解決を期待できないのではないかという御疑問

を挙げますが、そのため付しておるのが実情でござります。しかしながら便宜置籍船と

いつた保険を掛けないでは世界の用船マーケット

の引き合いの対象にならないという実態でござります。仮に船主が十分な資力を持たなくとも、こう

いうふうに付しておるのが実情でございまして、その引き合いの対象にならないといふことによつて賠償能力に問題がないとわれわれは考えておる

までの船型につきましては、そのままP.I.保険を掛けている者が別にござります。これを賠償交渉の相手方とすることで、何ら支障がないといふ

が実情である。便宜置籍船であるがゆえに船舶所有者に責任を集中するということによって、被害者対策上問題があるということは心配がないといふように考へております。またこの法案が実施されますと、便宜置籍船を含めまして二千重量トンを超えるタンカーについては、責任限度額以上の責任保険を維持することが国際的に強制されるわけでございますから、万一の場合、当該船舶に賠償能力がない場合、あるいは損害額が責任限度額を超えるという場合がありまして、国際基金がこれを補償するということになるので、御指摘のような問題は起る余地がほとんどなくなるといふことでございます。

○佐藤(守)委員 実は時間の関係上、最後の質問をいたします。

これは大臣にも御答弁をお願いしたいと思うわけでございますが、本法案は油漏被害の救済のために非常に大きな役割りを果たすものと私は大変期待しているわけですが、その前に油漏事故の防止に努めなければならぬと思うわけでございます。わが国の海洋油漏防止の対策、それから特にタンカーの安全対策の確立につきまして大臣の御所見をお聞きしたいと思うわけでございます。

○木村國務大臣 今回御審議をいただいておりましては、二つの条約を前提としたしまして御審議をいただいておるわけでございますが、この法案が成立いたし、条約も批准になりましたて効力いたしますと、御指摘のように相当海上の油漏防止に役立つ法案である、かように考へわれも一生懸命にこの実施に努力をいたす覚悟でござります。

同時に、いま御指摘のように最近すでに各地で、特にわが海運企業によるタンカー事故が起こっております。私も大臣就任以来交通関係の事故防止には一番に取り組んでおるわけでございますが、この事故の中で人身関係の事故と同じように重要視しなければならないのは、量的にも質的にも非常に被害の大きいタンカーの事故であるわけでござります。

同時に、いま御指摘のように最近すでに各地で、特にわが海運企業によるタンカー事故が起こっております。私も大臣就任以来交通関係の事故防止には一番に取り組んでおるわけでございますが、この事故の中で人身関係の事故と同じように重要視しなければならないのは、量的にも質的にも非常に被害の大きいタンカーの事故であるわけでござります。

ざいます。そういう観点から、就任以来このタンカーの安全航行ということには特段に力を入れておるわけでございます。特に東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、船舶が最も多くそうする海域でございま

すが、この地域等につきましては特別な通航の方

法を定めるとともに、危険防止のための規制も行つておるわけでございます。

今後さらにこれらの交通ルールの一層の強化を図りますとともに、実は現在海上安全船員教育審議会の部会において答申をもらつて、日ならずして審議会の御承認を得ることになつておりますが、強制水先区域を拡大いたしたい。これは從来

とも、強制ではございませんが航行上非常に危険の多い湾内等におきましては自発的に水先人を置くようになつたとしてござりますけれども、それでは不十分でございますので、今回さら

に強制水先区域を拡大いたす、この準備も進めております。

同時に、進路警戒船等の機能の充実、さらには原油の受け入れ施設を港湾外に整備しようといふことも検討をいたしておるようなわけでございま

す。同時に、日本の沿岸あるいは日本の領海内のみならず、わが国のタンカーが海外でも事故を起きたか、こう思うわけでございまして、早く被害者救済の立場からこの法案が成立されますことを心から祈つて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○木部委員長 次回は、来る九日前午十時理事会、午前十時三十分委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十七分散会

#### (目的)

第五章 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)  
第六章 雜則(第四十条~第四十四条)  
第七章 罰則(第四十五条~第五十条)  
附則

#### 第一章 総則

二十一條

第四章 國際基金  
第一節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

二十二條

第二節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

二十三條

第三節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

二十四條

第四節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

二十五條

第五節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

二十六條

第六節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

二十七條

第七節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

二十八條

第八節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

二十九條

第九節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

三十條

第十節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

三十一條

第十一節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

三十二條

第十二節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

三十三條

第十三節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

三十四條

第十四節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

三十五條

第十五節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

三十六條

第十六節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

三十七條

第十七節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

三十八條

第十八節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

三十九條

第十九節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

四十條

第二十節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

四十一條

第二十一節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

四十二條

第二十二節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

四十三條

第二十三節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

四十四條

第二十四節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

四十五條

第二十五節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

四十六條

第二十六節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

四十七條

第二十七節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

四十八條

第二十八節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

四十九條

第二十九節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

五十條

第三十節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

五十一條

第三十一節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

五十二條

第三十二節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

五十三條

第三十三節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

五十四條

第三十四節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

五十五條

第三十五節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

五十六條

第三十六節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

五十七條

第三十七節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

五十八條

第三十八節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

五十九條

第三十九節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

六十條

第四十節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

六十一條

第四十一節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

六十二條

第四十二節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

六十三條

第四十三節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

六十四條

第四十四節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

六十五條

第四十五節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

六十六條

第四十六節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

六十七條

第四十七節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

六十八條

第四十八節 責任制限手続(第三十一条~第三十九条)

六十九條

第四十九節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

七十條

第五十節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

七十一條

第五十一節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

七十二條

第五十二節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

七十三條

第五十三節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

七十四條

第五十四節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

七十五條

第五十五節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

七十六條

第五十六節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

七十七條

第五十七節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

七十八條

第五十八節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

七十九條

第五十九節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

八十條

第六十節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

八十一條

第六十一節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

八十二條

第六十二節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

八十三條

第六十三節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

八十四條

第六十四節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

八十五條

第六十五節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

八十六條

第六十六節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

八十七條

第六十七節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

八十八條

第六十八節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

八十九條

第六十九節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

九十條

第七十節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

九十一條

第七十一節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

九十二條

第七十二節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

九十三條

第七十三節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

九十四條

第七十四節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

九十五條

第七十五節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

九十六條

第七十六節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

九十七條

第七十七節 國際基金に対する拠出(第二十八条~第三十条)

九十八條

第七十八節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

九十九條

第七十九節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百條

第八十節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百一條

第八十一節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百二條

第八十二節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百三條

第八十三節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百四條

第八十四節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百五條

第八十五節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百六條

第八十六節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百七條

第八十七節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百八條

第八十八節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百九條

第八十九節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百一〇條

第九〇節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百一一條

第九一節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百一二條

第九二節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百一三條

第九三節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百一四條

第九四節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百一五條

第九五節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百一六條

第九六節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百一七條

第九七節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百一八條

第九八節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百一九條

第九九節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百二〇條

一〇〇節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百二一條

一〇一節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百二二條

一〇二節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百二三條

一〇三節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百二四條

一〇四節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百二五條

一〇五節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百二六條

一〇六節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百二七條

一〇七節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条)

一百二八條

一〇八節 責任制限手續(第三十一条~第三十九条)

一百二九條

一〇九節 國際基金に対する請求(第二十二条~第二十七条







容」と、責任制限法第六十条中「内容並びに人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別」とあるのは「内容」と、責任制限法第六十一条第二項中「内容及び人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別」とあるのは「内容」と、責任制限法第六十六条第一項中「手続外訴訟」とあるのは「債権者及び申立人又は受益債務者間の訴訟(以下「手続外訴訟」といふ。)」と、責任制限法第七十条第一項中「事項を人の損害に関する債権と物の損害に関する債権との別に従つて」とあるのは「事項を」と読み替えるものとする。

## (最高裁判所規則)

第三十九条 この法律に定めるもののほか、責任制限手続に必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第六章 雜則

(船舶先取特権)

第四十条 制限債権者は、その制限債権につき、事故に係る船舶、その属具及び受領していない運送貨の上に先取特権を有する。

2 前項の先取特権は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第八百四十二条第八号の先取特権に次ぐ。

3 商法第八百四十三条、第八百四十四条第二項本文及び第三項、第八百四十五条、第八百四十六条、第八百四十七条第一項並びに第八百四十九条の規定は、第一項の先取特権について準用する。

4 第一項の先取特権が消滅する前に責任制限手続開始の決定があつた場合において、その決定を取り消す決定又は責任制限手続廃止の決定が確定したときは、前項において準用する商法第八百四十七条第一項の規定にかかわらず、第一項の先取特権は、その確定後一年を経過した時に消滅する。

第五十条 責任条約の締約国である外国において責任条約第五条の規定により基金が形成され、責任条約第五条の規定により基金が形成される。

た場合においては、当該基金から支払を受けけることができる制限債権については、その制限債権者は、当該基金以外の船舶所有者又は保険者等の財産に對してその権利行使することができない。

2 責任制限法第三十四条から第三十六条までの規定は、前項の場合について準用する。

(保障契約証明書の提示)

第四十二条 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めるときは、その職員に、保障契約証明書又は第二十条第二項に規定する書面を船舶において管理する者に対し、その書面の提示を求めさせることができる。

2 前項の規定により提示を求める職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

(適用除外)

第四十三条 この法律の規定は、公用に供する船舶については、適用しない。

(権限の委任)

第四十四条 この法律の規定により運輸大臣の権限に属する事項は、運輸省令で定めるところにより、海運局長に行わせることができる。

## 第七章 罰則

第四十五条 第二十八条において準用する責任制限法第二十七条の規定により選任された管理人又は第三十八条において準用する責任制限法第

四十四条第一項の規定による提示を拒み、又は妨げた者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の罰金刑を科する。

第四十七条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十八条第三項の規定に違反した者

(施行期日)

第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第四章第一節及び第三十三条规定する第三十五条までの規定は、国際基金条約が日本国について効力を生ずる日又は国際基金条約第四十条第一項の規定により国際基金条約が効力を生ずる日(以下「国際

以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一項の規定に違反した者

二 第十三条第二項の規定の違反となるような行為をした者

三 偽りその他不正の手段により、保障契約証明書の交付又は再交付を受けた者

四 第三十八条において準用する責任制限法第

四十一条第二項の規定による報告又は書類の提出をせざり、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の書類の提出した者

五 第四十二条第一項の規定による報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

六 第四十二条第一項の規定による提示を拒み、又は虚偽の提示をした者

七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

八十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百一十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百二十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百三十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十四 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十五 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十六 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十七 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十八 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百四十九 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百五十 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百五十一 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百五十二 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

一百五十三 第四十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚

法律第 号) 第九十五条第一項(船舶先取特權)又は油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第 号)第四十条第一項]に改める。

(海洋汚染防止法の一部改正)

第五条 海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のよう改める。

第四十一条に次の二項を加える。

5 第一項に規定する場合において、その講じられた措置が油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第 号)第二条第六号に規定する措置に該當するときは、その措置に要した費用については、前各項の規定は、適用しない。

ただし、その措置に要した費用の負担の履行であつて同法第三条第一項又は第二項の規定に基づく油濁損害の賠償の義務の履行であるものについては、第三項の規定の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のよう改正す

る。

別表第一の一七の項口中「又は船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第 号)」を「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律第 号)」又は油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第 号)」に改める。

(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部改正)

第七条 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を次のように改定する。

第十条中「管轄裁判所又は」を「管轄裁判所、」

に改め、「地方裁判所」の下に「又は同一の事故

から生じた油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第 号)の規定による責任制限事件の係

属する裁判所」を加える。

第四十八条に次の二項を加える。

2 前項の規定は、制限債権につき中立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負

う者がある場合において、その者のために油濁損害賠償保障法の規定により責任制限手続が開始されたときにおける同法第二条第六号に規定する油濁損害に基づく債権(制限債権)に該当するものに限る。)について準用する。

ある。

これが、この法律案を提出する理由である。

第三十八条中「制限債権」と「責任制限法第四十八条第一項中「油濁損害賠償保障法」とあるのは「この法律」と「同法」とあるのは「油濁損害賠償保障法」とを加える。

第八条 油濁損害賠償保障法の一部を次のように改正する。

第三十九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改定する。

第四条第一項第十五号の四の次に次の二号を加える。

十五の四の二 油濁損害賠償保障契約に関する證明を行うこと。

第二十三条第一項第七号の次に次の二号を加える。

十五の二 油濁損害賠償保障契約及び油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。

第四十条第一項中第四号の七を第四号の八とし、第四号の二から第四号の六までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

四の二 油濁損害賠償保障契約に関する二。

理由

油による汚染損害についての民事責任に関する法律の一部を次のように改定する。

第十条中「管轄裁判所又は」を「管轄裁判所、」に改め、「地方裁判所」の下に「又は同一の事故から生じた油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第 号)の規定による責任制限事件の係属する裁判所」を加える。

前項の規定は、制限債権につき中立人及び受益債務者以外に全部の履行をする義務を負つて必要な事項を定めた法律を制定する必要がある船所有者の責任及び油濁損害の賠償の保障について必要な事項を定めた法律を制定する必要がある。

